

(令和7年度)

児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務に係る  
機器賃貸借契約入札説明書

(内 訳)

入札説明書

別紙1 要求仕様書

別紙2 契約書(案)

別紙3 入札参加資格登録申請書等

別紙4 入札保証金説明書

別紙5 入札書及び委任状

<問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県こども未来部

女性力・ダイバーシティ推進課 ひとり親支援班

電話番号 098-866-2500

1 入札に付する事項 児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務に係る機器賃貸借

- (1) 契約方法  
一般競争入札とする。
- (2) 賃貸借期間  
令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
- (3) 賃貸借物品等の名称、数量、特質、環境設定業務等について  
別紙1「要求仕様書」による。
- (4) 納入場所  
別紙1「要求仕様書」による。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、沖縄県競争入札参加資格名簿に登録されている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件契約に関する入札公告のあった日から入札の日までの間に沖縄県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 次に掲げる者と関係を有していない者であること  
ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団体等反社会勢力」という。)  
イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体  
ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの
- (4) 県税の滞納が無いこと。
- (5) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 営業年数が令和7年4月1日現在において3年以上あること。
- (9) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (10) パソコン等の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (11) 主たる業務を再委託しない者であること。

3 入札参加資格登録申請等に必要な書類

別紙3「一般競争入札参加資格登録申請書等」による。

4 入札保証金に関する事項

別紙4「入札保証金説明書」による。

5 入札金額及び落札金額について

(1) 入札金額について

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札金額について

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

6 入札書の提出方法

入札書は、8の日時及び場所へ持参し提出すること。

7 入札書及び委任状の様式について

別紙5「入札書及び委任状」のとおり。

8 入札執行の日時及び場所

令和7年7月14日（月）午前11時 沖縄県庁3階第5会議室

9 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開

札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。

なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札執行人及び立会人

沖縄県子ども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課職員

12 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

14 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称 沖縄県子ども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課職員

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2500